

能代市認定地域クラブ活動休日活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、能代市立中学校における部活動地域展開の推進に向け、能代市認定地域クラブ活動（能代市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和8年能代市教育委員会告示第7号）の規定による認定を受けた地域クラブ活動をいう。以下同じ。）の休日の活動費の支援をするために交付する能代市認定地域クラブ活動休日活動費補助金（以下「補助金」という。）に関し、能代市補助金等の交付に関する規則（平成18年能代市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 休日に能代市認定地域クラブ活動を実施していること。
- (2) 活動を実施した各月の参加生徒数（居住地にかかわらず、能代市認定地域クラブ活動に参加する中学校生徒の数をいう。以下同じ。）の平均が5人以上であること。

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、運動部活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援）実施要領（令和8年4月8日スポーツ庁次長決定）別紙1の2（2）の表に定める補助対象団体の区分に応じた補助単価と、別記の1に定める休日の地域クラブ活動の実施に要する経費から同別記の2に定める休日相当分の参加費等の収入を控除した額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、能代市認定地域クラブ活動休日活動費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会員名簿（様式第2号）
- (2) 当該年度の休日活動に係る収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、補助金の交付を決定したときは、能代市認定地域クラブ活動休日活動費補助金交付決定通知書

(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、能代市認定地域クラブ活動休日活動費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに補助金の請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、当該年度の活動を終了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月3日のいずれか早い日までに、能代市認定地域クラブ活動休日活動費補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の休日活動報告書
- (2) 当該年度の休日活動に係る収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定等)

第9条 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容の審査を行い、適当と認めたときは、能代市認定地域クラブ活動休日活動費補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

- 2 第7条第2項の規定により交付された概算払の額と前項の規定により確定した補助金の額に差額が生じた場合は、速やかにこれを精算するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が、偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別記

- 1 休日の地域クラブ活動の実施に要する経費

休日の地域クラブ活動の実施に要する経費とは、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 補助対象期間中に支払った休日分の指導者謝金(ただし、謝金の単価は、1時間当たり1,100円を上限とする。)

(2) 参加生徒及び指導者のスポーツ安全保険加入料金

2 休日相当分の参加費等の収入

休日相当分の参加費等の収入とは、次に掲げる収入の合計額とする。

(1) 休日相当分の参加費（「月の参加費×週の休日の活動時間／週の活動総時間×活動を実施した月数×参加生徒数」により算出される額とする。ただし、参加費を年単位で徴収している場合は、当該年単位の参加費を活動月数で除して得た額を月の参加費とし、月の参加費以外の入会金等については、原則、月の参加費に含めないこととする。）

(2) 参加生徒のスポーツ安全保険加入料徴収金